

## 埼玉県情報公開条例第4条に係る情報の公表に関する要綱

平成20年11月1日  
監査事務局長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第4条の情報の公表について、必要な事項を定めるものとする。

### (情報の公表の内容等)

第2条 条例第4条に規定する情報の公表の内容は、同条各号に掲げるもののうち、第4号に規定するその他実施機関が定める事項とする。  
2 前項に規定する事項は、監査制度の概要及び監査委員の活動に関する情報とする。

### (公表の時期)

第3条 条例第4条に規定する情報の公表は、情報の発生の都度速やかに行うものとする。

### (公表を行う者)

第4条 条例第4条に規定する情報の公表は、監査事務局の課長が行うものとする。

### (公表の方法)

第5条 条例第4条に規定する情報の公表は、当該情報の全部又は要旨を監査第一課において閲覧に供し、かつ、県のホームページに掲載して行うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。